## 〇総務省告示第百十七号

昭 和 六 + = 年 郵 政 省告 示第七十三号 (情報通信ネットワー ク安 全 · 信頼性 基準)の一 部を次のよう

に改正する。

令和元年七月十八日

総務大臣 石田 真敏

次  $\mathcal{O}$ 表により、 改 正 前 欄 に掲げる規定の破線で囲 んだ部分をこれに順次対応 する改正 後 欄 に掲 げる

規定の破線で囲んだ部分のように改める。

罗												湿	継	
別表第2	[注1~	第2. 竭[略]								第1.	屆	別表第1	1~第	
管理基準	~3 略]	環境基準	$2. \sim 4.$	$[(10) \sim ($	信性上策頼向対		(9)	$[(1) \sim (8)$	. 一般基準	設備基準	ш	設備等基準	5 [略]	
			略]	(15) 略]	<ul><li>二 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、復元できるよう複数世代のものを保管すること。</li></ul>	ケ 定期的にソフトウェアを点 検し、リスク分析を実施する こと。	_ [ア〜ク_略]	3) 略]			対策	Ter		改正後
					©	0	i 				電通回設事用ネトワク気信線備業ッー			100
					1	0					特回非置業ネトワク定線設事用ッー			
						0	i 1 1				越 そ他電通事用ネトワク指 のの気信業 ッ 一針			
						0	 				自情通ネトワク営報信ッー			
						0	  -  -  -  -				ユザネトワクー シー			
別表第		\m\								र्भार		別表第	第1~	
N	[注1~3	第2. 環境 [同左]	[2.				<u> </u>		1.	第1. 設	温	_	~第5	
管理基準	同左]	環境基準 左]	$\sim$ 4.	$[(10) \sim 1]$	信性上策頼向対		(9) '\'	$[(1) \sim (8)$	一般基準	設備基準	ш	設備等基準	[同左]	
			同左]	(15) 同左]		ケ 定期的にソフトウェアを点 検し、リスク分析を実施する こと。	_ [ア〜ク_ 同左]_	) 同左]			举	ļmr		
						トウェアを点析を実施する					餱			改正並
						0	  -  -  -  -				電通回設事用ネトワク気信線備業ップ			前
						0					特回非置業ネトワク定線設事用ッ 一定線設事用ッ 一			
							li							
						0	! !				姫を他電通事用ネトワク指指のの気信業 ツー			
						© O					金田 御田 単田 子 かの の 気 信 業 シー で			

			継一			.н.	
		÷	3.	第1.		員	
$[8) \sim (1)$	<b>在</b> 編	MWROARH (9)~(1)] (1)~(2) (1)~(2) (2)~(1)]	方法	•第2.		ш	
(13) 略]	、	馬	节合	略]		汝	
	© (6)				ネトワクッ ー	電通回設事用気信線備業	
	T	©   *				特回非置業永定線設事用ッ	
	1	©   *			ネトワクッコ	そ他電通事用のの気信業	実施指針
1 1	T	0			ħ	自情通ネトワ営報信ッ 一	
	ı	0				ユザネトワクニッシー	
			•				

				1.	第3.	[第1.	湘
[(8)~(	フ ウ ア 信 性 保トエの 頼 確	(7) >	$[(1) \sim (6)$	平常時の取組	方法	. •第2.	ш
(13) 同左]	H • ←	_ [ア〜オ 回左]	6) 同左]	<b></b>		同左]	举
i	©						電通回設事用ネトワク気信線備業ップ
I	© *						特回非置業ネトワク 定線設事用ッ 一
	© *	       					光を他電通事用ネトワク値のの気信業 ッ 一
	0	 					自情通ネトワク営報信ツー
	0	 					ユザネトワクニッシー

備考 表中 [ ] の記載は注記である。	【2. · 3. 略】     [注 略]	[2.・3. 同左]   [注 同左]
表中 [ ]の記載は注		
	表中 [ ]の記載は注	

附

則

この告示は、公布の日から施行する。